

## 阿賀野市告示第95号

阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月16日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（平成16年阿賀野市告示第33号）の一部を次のように改正する。

## 第1号様式中

「

第9条 この委託契約書に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上処理するものとする。

年 月 日

(発注者)阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市

阿賀野市長



(受注者)



」

を

「

第9条 この委託契約書に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

年 月 日

(発注者)新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市

阿賀野市長

(受注者)

」

に改める。

## 附 則

この告示は、令和8年4月16日から施行する。